

議案第 67 号

特別区道路線の一部変更について
上記の議案を提出する。

平成 24 年 9 月 11 日

提出者 墨田区長 山 崎 昇

特別区道路線の一部変更について
道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 2 項の規定に基づき、下記の特別
区道の路線の一部を変更する。

記

路線名	区分	位置	備考
特別区道 墨 9 7 号 路線	廃止区域	墨田区京島一丁目 2 番から 墨田区京島一丁目 7 番まで	別紙図面のとおり
	新設区域	墨田区京島一丁目 7 番から 墨田区京島一丁目 7 番まで	

（提案理由）

京成曳舟駅前東第三地区第一種市街地再開発事業の実施に伴う道路整備のため、本
路線の一部を変更する必要がある。